

## 個人情報の保護と利用に関する自主ルール(案)の概要

規定項目	内容の概要	金融庁ガイドライン該当部分
I. 総則		
1. 目的	<p>➢全国銀行協会の会員銀行が、関連法令等を遵守しつつ、個人情報の適切な保護と利用を図ることを目的とする。</p>	第1条(目的)
2. 定義	<p>➢(「個人情報」、「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」、「本人」を定義)</p>	第2条(定義等)
II. 取得および利用		
1. 利用目的の特定	<p>➢銀行は、個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるよう、できる限り特定しなければならない。</p>	第3条(利用目的の特定)
2. 利用目的の通知・公表・明示	<p>➢銀行は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、適切な方法により本人に通知し、または公表しなければならない。</p> <p>➢本人との間で契約を締結すること等に伴って、本人から直接書面(電子的方式・磁気的方式等による記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、銀行はあらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、この場合、<u>与信事業においては、銀行は利用目的について、本人の同意を得なければならない。</u></p> <p>(運用上の考え方)</p> <p>➢「同意」を得る方法は、<u>同意文言を記載した書面上に、本人の署名(・捺印)を徴求する方法を原則とする。</u></p>	第8条(取得に際しての利用目的の通知等)
3. ダイレクト・マーケティングの中止	<p>➢<u>銀行は、本人から、ダイレクト・マーケティング(ダイレクトメールの送付やテレマーケティング)の目的で個人情報を利用することの中止を求められた場合には、当該目的での個人情報の利用または提供を中止しなければならない。</u></p>	第3条(利用目的の特定)
4. 適正な取得	<p>➢銀行は、業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により、個人情報を取得しなければならない。</p>	第7条(適正な取得)
5. 機微(センシティブ)情報の取扱い	<p>➢銀行は、<u>政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)</u>については、次に掲げる場合(省略)を除くほか、<u>取得・利用・第三者提供をしてはならない。</u></p> <p>(運用上の考え方)</p> <p>➢<u>本人確認資料に本籍地情報など業務遂行上必要でない「機微(センシティブ)情報」が記載されている場合等には、例えば、銀行は当該情報を黒塗りして保存する等の措置をとることとする。</u></p>	第6条(機微《センシティブ》情報について)
6. 目的外利用の禁止	<p>➢銀行は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>	第4条(「同意」の形式について) 第5条(利用目的による制限)
III. データ内容の正確性の確保	<p>➢銀行は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p>	第9条(データ内容の正確性の確保)
IV. 安全管理措置	<p>➢銀行は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、別途定める「<u>個人データの安全管理措置に関する指針</u>」に掲げる措置を講じなければならない。</p>	第10条(安全管理措置)、第11条(従業者の監督)、第12条(委託先の監督)
V. 第三者提供の制限		

規定項目	内容の概要	金融庁ガイドライン該当部分
1. 第三者提供  2. 委託 3. 共同利用	> 銀行が、取得した個人データを第三者へ提供する場合は、次に掲げる場合（省略）を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。  > （委託および共同利用が第三者に該当しないことを規定）	第4条（「同意」の形式について） 第13条（第三者提供の制限）
VI. 開示等の手続 1. 保有個人データに関する事項の公表等 2. 開示の請求 3. 訂正等の請求 4. 利用停止等 5. 開示等の手続 6. 手数料	> （保有個人データに関する公表事項および開示、訂正等、利用停止等の求めに応じる義務およびその手続等を規定）	第14条（保有個人データに関する事項の公表等）、第15条（開示）、第16条（訂正等） 第17条（利用停止等）、第18条（理由の説明）、第19条（開示等の求めに応じる手続）、第20条（手数料）
VII. 苦情処理体制の整備	> 銀行は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、銀行は、そのために必要な体制の整備に努めなければならない。	第21条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）
VIII. 漏えい事案への対応	> 銀行は、個人情報の漏えい事案等の事故があった場合に備え、危機対応のための体制の整備および手順の策定を行わなければならない。	第22条（漏えい事案への対応）
IX. 個人情報保護宣言の制定	> <u>銀行は、関係法令等および本自主ルールを踏まえて、個人情報の適切な保護と利用を図るための基本方針として、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定し、公表するものとする。</u> （運用上の考え方） > 「個人情報保護宣言」には、例えば、次のような事項を記載する。 ・ <u>関係法令等を遵守すること、個人情報を目的外に利用しないこと、個人データの安全管理措置を講じること、漏えい等の防止に努めること、苦情処理に適切に取り組むこと、継続的な改善に努めること等、個人情報の適切な保護と利用を図るための取組み方針の宣言</u> ・ <u>個人情報の利用目的の通知・公表等の手続、その他個人情報の取得、利用および提供に関する分かりやすい説明</u> ・ <u>開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する分かりやすい説明</u> ・ <u>個人情報の取扱いに関する質問および苦情処理の窓口</u>	第23条（個人情報保護宣言の策定）
X. 認定個人情報保護団体	> 「〇〇協議会」（名称未定）は、銀行による本自主ルールの遵守を確認するために、必要な報告を銀行に求めることができる。 > 「〇〇協議会」（名称未定）は、銀行に対し、本自主ルールを遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとる。	
（参考）雛形例示集 1. 利用目的 2. 開示請求書	> <u>（利用目的および開示請求書を例示）</u>	